

議案第四十二号

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年港区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和八年内閣府令第十一号）の施行による

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。